

ポーランドの企業のための革命がやってきます。

Newsletter #9

ワルシャワ | 2018年5月

ポーランドの法律に絶対的かつ革命的な変化がもたらされる時が着々と近づいています。ポーランド市場全体とポーランドにおける全ての起業家に影響を与えるこの変化は、全ての業界を対象にしています。

公共事業の透明性に関する法秩序の導入計画に関連して、近々、起業家及びポーランドの公人にとって新たに広範囲な法律要件が発生することとなるでしょう。

起業家の皆さん、あなたの事業は変化に対応する準備ができていますか。

市場における全起業家に影響を及ぼす新規制の最も重要な要点：

- 新たな汚職防止メカニズム
- 効果的なコンプライアンス手順の導入の義務化
- 高額な罰金（最高10,000,000 PLN）
- 入札参加資格の停止の適応
- 起業家及び公人に対する新たな義務
- 内部通報者の保護
- 管理職員と公務員の個人的責任

I. ポーランドの汚職防止メカニズムの強化

2018年5月から6月に施行される予定の公共事業の透明性に関する法律により、競争・消費者保護庁は、独占禁止庁の申請により中規模及び大規模起業家に対し最高PLN 10,000,000の罰金、汚職防止の実施が不十分であるとみなされた場合は5年間の入札参加資格の停止、または汚職防止手続きの実施が有名無実又は無効であると判明された場合は起業家に対し検察官が汚職行為に対する賠償責任を請求することができるようになりました。

罰金及び入札参加資格の停止を回避するために、法律は中規模及び大規模起業家に対して、汚職防止手続きの効果的な実施又は改善の義務付けを以下の形式で行いました。

- 全ての従業員及び関係者に起業家の倫理規定の理解を徹底させる。



Konrad Orlik

弁護士、パートナー、訴訟執行及びコンプライアンス&調査チーフ

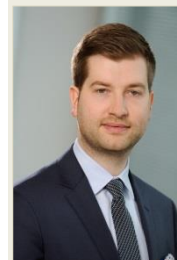
☎ +48 883 323 479
k.orlik@kochanskizieba.pl



Mateusz Ostrowski

弁護士、訴訟執行及びコンプライアンス&調査シニア弁護士

☎ +48 606 385 813
m.ostrowski@kochanskizieba.pl



Jacek Kozikowski, PhD

弁護士 日本デスク担当

☎ +48 660 765 914
j.kozikowski@kochanskizieba.pl

2. 汚職行為に対する刑事責任について従業員に定期的に研修を行う。
3. 汚職の潜在的可能性が高い役職の特定と分析及び内部の救済措置の対策を立てる。
4. 贈答品やその他の物を受ける場合の簡潔明瞭なガイドラインを実施する。
5. 従業員及び関係者が汚職事件の情報を提供する方法について内部手続きの手順を作成する。
6. 汚職の可能性を発見した場合の予防策や規制などの対策を講じる。

II. 公人の利害の衝突の回避

公共事業の透明性に関する法律の実施に従い、公人の利害衝突を回避するための方法が制定されました。公人は公務遂行中に、公務の遂行にそぐわない利益又は公平に欠ける利益の発生につながるような利害の衝突を回避することが義務化されました。また、公人が事業を始めたり行ったりすることを制限する規制が導入されました。起業家が上記の規制に反する雇用を行なった場合、PLN 10,000からPLN 500,000までの罰金が科せられます。雇用禁止令の違反又はその他の賃金活動が行われた場合は、独占禁止裁判所は有罪判決を受けた者に本人が受けた金額と同等の額を国庫の利益として支払う判決を言い渡します。

III. 給付の登録

公共事業の透明性に関する法律には、閣僚、幹事および国務次官、または中央事務所長など公務を行う者及びそれらの者の配偶者が得た利益が開示される給付登録制度が導入されます。

IV. 契約書の登録

注目すべきもう一つの重要な変化は契約書の導入です。この義務は、公的金融部門、国有企業、研究機関、契約登録を義務付けられている企業のすべての部門に課せられました。

V. 財産申告の徹底的な管理と申告義務の該当者の範囲の拡大

財産変更が起こった場合、変更時より14日以内に財産についての詳細な申告を提出しなければならない該当者の範囲が拡大されることも注目すべき点です。さらに、ポーランド中央銀行総裁は、各個人が金銭的利益の申告をするよう要求する権利を得た。

VI. 内部通報者を保護するための規則と措置

内部通報者、すなわち汚職の可能性に関する情報の通知を行う者又は契約上関係のある団体など司法制度に協力するものが、自らの人生や職業に悪影響を被る可能性がある場合、通知を行う者は保護されるという法律の改革が行われます。

内部通報者から提供される情報とは、贈収賄、詐欺、マネーロンダリング、犯罪グループへの参加、業務記録の削除、入札の中断などが含まれます。

不正行為の状況を把握し法令執行当局に情報を提供する内部通知者になるには、情報は信頼に値するものでなければならず、その情報に関する起業家の従業員であるか、又はその起業家と契約を締結した者でなければなりません。

内部通知者の決定は検察官が行い、内部通知者の資格を得たものは以下の資格を得ます。

1. 雇用者の解雇処分決定に対する保護。
2. 雇用契約の条件を不利な条件に変更することに対する保護。
3. 雇用契約以外の契約関係を変更する場合は、上記保護の対象となる他、検察官の同意も必要となる。
4. 検察官の同意なしに雇用契約が解約された場合は、2年間分の給料と同等額の退職金を補償する。
5. 雇用契約以外の契約が解約された場合、雇用者は、締結された契約に基づいて情報提供者に支払われるべき総額を補償する義務を負う。
6. 汚職に有罪判決が出た場合、裁判所は犯罪の通知に関連して告発者が被った法的保護の費用の払い戻し請求を命ずることができる。

内部通報者の保護期間は、内部通報者の地位が与えられている期間だけでなく、その地位の終了日から1年間、又は刑事訴訟の法的拘束力のある判決が下ってから1年間を期間とします。